

第4章 産業廃棄物削減への取組

1 産業廃棄物削減に向けての新たな仕組み－産業廃棄物税－

循環型社会の形成のためには、現在の「大量生産、大量消費、大量廃棄」型の生活様式や事業活動のあり方を見直していく必要があります。

産業廃棄物税は、従来の法律や条例による規制的手法や、行政指導に加えて、税という経済的手法により市場メカニズムを通じて廃棄物の削減に向けた行動を誘導することを目的とするものです。最終処分場に搬入される産業廃棄物に課税することにより、排出事業者や処理業者が排出抑制、再使用、再生利用など、「望ましい形の税回避行動」に向かうよう誘導するとともに、その税収を財源として産業廃棄物に係る施策を実施することにより、産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進する仕組みです。

府としては、税を導入する前にまず、不法投棄防止について徹底した対策を講ずる必要があると考え、機動班特別チームや不法投棄等監視員等の体制を充実させ、監視や指導の徹底を図るとともに、府独自の制度として15年4月に「京都府産業廃棄物の不適正な処理を防止する条例」を施行し、不法投棄防止対策を実施してきたところです。また、同年12月には、硫酸ピッチの生成・保管を規制する緊急措置条例も全国に先駆けて制定しました。

これを受けて、学識経験者も含めた「環境と産業活動に関する研究会」を15年7月に設置し、産業廃棄物税の検討を重ね、同年12月に「京都府における産業廃棄物税の在り方」として検討結果をとりまとめ、パブリックコメントにより府民の皆様から意見をいただいた上、16年2月府議会に「京都府産業廃棄物税条例」を提案し可決、7月に総務大臣の同意を得ました。同条例は17年4月1日から施行することとしています。

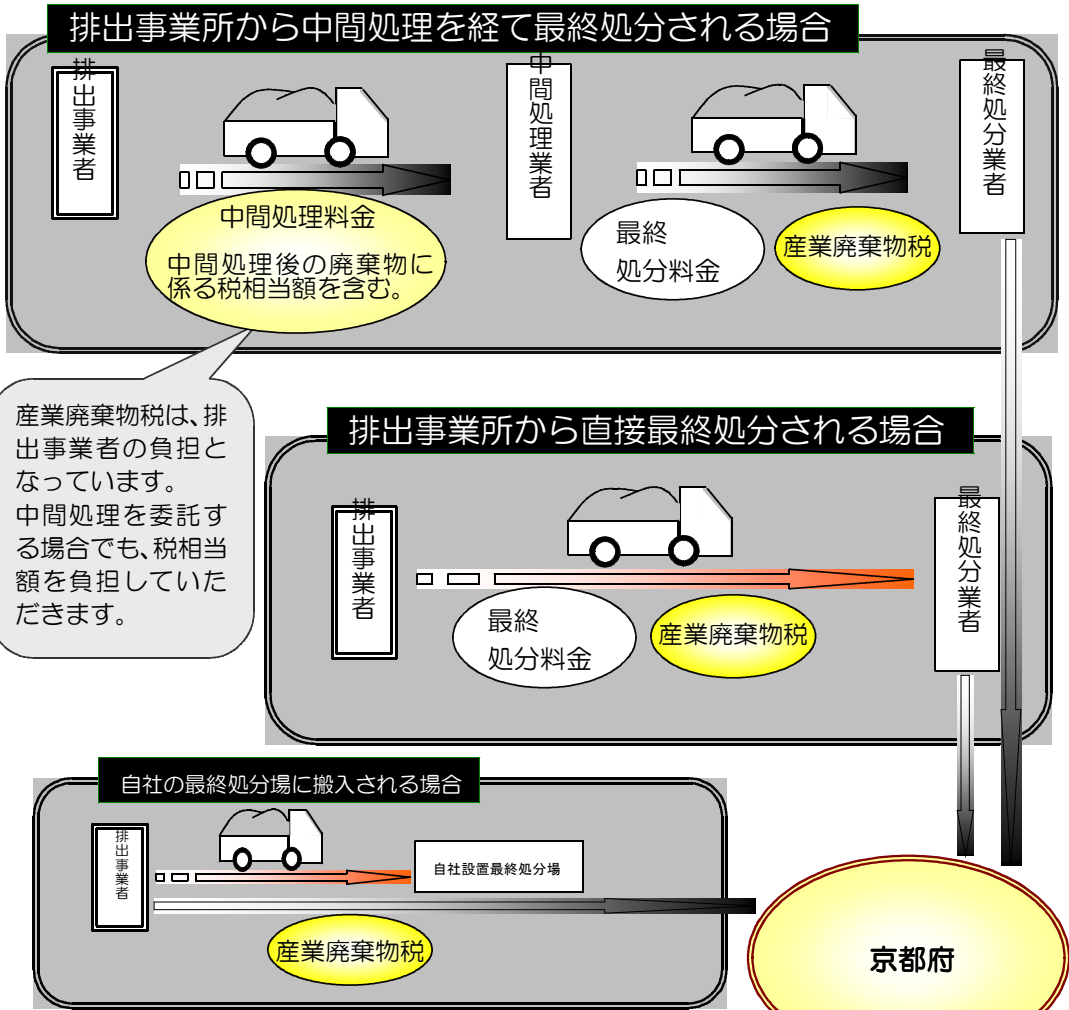
納めていただいた税金は、大学と企業とが連携して行う排出削減等リサイクル技術の研究開発や事業所の廃棄物減量化対策に対する支援、リサイクルを促進するための施設の整備など、循環型社会の構築に向け効果的な施策に活用していくこととしています。

表1-4 京都府産業廃棄物税条例の概要

目的	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進
納税義務者	府内の産業廃棄物最終処分場に産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者
課税対象	府内の産業廃棄物最終処分場に、産業廃棄物を搬入する行為
課税標準	府内の産業廃棄物最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量
税率	産業廃棄物の重量1トン当たり1,000円
徴収方法	府内最終処分業者による特別徴収方式
税収の使途	○産業廃棄物の減量化の推進（環境の世紀にふさわしい技術やシステムの開発促進と産業活動への支援） ○適正処理施設の整備推進（リサイクル施設、最終処分場等の整備支援） ○産業廃棄物処理情報の共有化等推進

図 1 - 6 産業廃棄物税の仕組み

税率は1トンあたり1,000円です。



産業廃棄物税は、排出事業者の負担となっています。中間処理を委託する場合でも、税相当額を負担していただけます。

納めていただいた税金は次の事業の財源とします

- ・ 産業廃棄物の減量化の推進（減量化・リサイクル技術開発等の支援）
- ・ 適正処理施設の整備推進（リサイクル施設の整備支援）
- ・ 産業廃棄物処理情報の共有化等推進（リサイクル、適正処理の推進のために、産業廃棄物処理に関する情報を提供）